

## 介護療養型医療施設の介護報酬における特定診療費項目

特定診療費項目名	対応する診療報酬項目名	報酬額	内容
1 感染対策指導管理料	院内感染防止対策加算	150単位（1月あたり）	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合
2 特定施設管理料①	重症者等療養環境特別加算	300単位(個室の場合、1日につき)、 150単位(2人部屋の場合、1日につき)	H.I.V感染者について、個室又は2人部屋において処遇した場合
特定施設管理料②	難病患者等入院診療料	250単位(1日につき)	H.I.V感染者が入院した場合(適切な診療等が行える体制を評価)
3 初期入院診療管理料	診療計画加算	250単位(診療内容に重要な変更があった場合には、入院後6月までであれば2回))	入院後早期に、所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合(同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。)
4 重症皮膚潰瘍指導管理料	重症皮膚潰瘍管理加算	540単位（1月につき）	重症皮膚潰瘍を有している患者に対して計画的な医学的管理を行い、療養上必要な指導を行った場合
5 栄養食事指導料	入院栄養食事指導料	178単位（月1回まで）	特別食を必要とする要介護者に対して、管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合
6 薬剤管理指導料	薬剤管理指導料	528単位（月2回まで）	要介護者に対して投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合
7 医療情報提供料	情報提供料	病院→病院又は診療所→診療所の場合は220単位、病院一診療所の場合は290単位（1回につき）	要介護者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認めて診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合
8 単純エックス線診断・撮影料	エックス線診断料、エックス線撮影料、フィルム料	1回につき200単位	単純エックス線撮影を行い診断を行った場合
9 理学療法Ⅰ～Ⅳ	理学療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅳ	200～65単位（1日あたり）	
10 作業療法Ⅰ～Ⅱ	作業療法(簡単なもの)Ⅰ～Ⅱ	200～160単位（1日あたり）	
理学療法及び作業療法の加算①	老人リハビリテーション総合計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り480単位	
理学療法及び作業療法の加算②	老人リハビリテーション計画評価料	入院後2、3、6月に月1回限り150単位	
理学療法及び作業療法の加算③	入院生活リハビリテーション管理指導料	300単位（1月につき）	
11 言語療法	言語療法(簡単なもの)	135単位（1日あたり）	
12 摂食機能療法	摂食機能療法	185単位（1日あたり）	
13 精神科作業療法	精神科作業療法	220単位（1日あたり）	
14 痴呆性老人入院精神療法料	痴呆性老人入院精神療法	330単位（1週間ににつき）	